

静岡県告示第752号

静岡県財務規則の規定による「かい」及び「指定金融機関等」の指定（昭和39年静岡県告示第204号）の一部を次のように改正する。

令和2年11月13日

静岡県知事 川 勝 平 太

2の(1)のアの表株式会社静岡銀行本店の項所属の公金収納代表店及び公金収納店の欄中「しずおか焼津信用金庫志太支店」を「しずおか焼津信用金庫藤枝駅支店志太出張所」に改める。

2の(2)のアの表スルガ銀行株式会社静岡支店の項所属の公金収納代表店、公金収納店及び特定公金収納店の欄中「スルガ銀行京都支店」を削る。

2の(2)のエの表「スルガ銀行株式会社京都支店」の項を削る。

2の(3)のエの表中「しずおか焼津信用金庫志太支店」を「しずおか焼津信用金庫藤枝駅支店志太出張所」に改め、同表浜松磐田信用金庫浜松北支店の項所在地の欄中「中区茄子町354番地の7」を「東区上新屋町28番地の12（上新屋支店内）」に改め、同表浜松磐田信用金庫天王支店の項所在地の欄中「天王町1504番地の8」を「原島町314番地（原島支店内）」に改め、同表浜松磐田信用金庫上新屋支店の項所在地の欄中「中区茄子町354番地の7（浜松北支店内）」を「東区上新屋町228番地の12」に改め、同表浜松磐田信用金庫原島支店の項所在地の欄中「天王町1504番地の8（天王支店内）」を「原島町314番地」に改める。

附 則

この告示は、令和2年11月16日から施行する。ただし、2の(1)のアの表及び2の(3)のエの表の改正規定（しずおか焼津信用金庫志太支店の項、浜松磐田信用金庫浜松北支店の項及び浜松磐田信用金庫上新屋支店の項に係る部分に限る。）は、令和2年11月24日から施行する。